

指定確認検査機関指定準則 新旧対照表

改定後	現行
<p>指定確認検査機関指定準則</p> <p style="text-align: right;">平成 11 年 4 月 28 日制定 平成 19 年 5 月 29 日改定 平成 20 年 3 月 31 日改定 平成 27 年 3 月 2 日改定 <u>令和 6 年 3 月 27 日改定</u></p>	<p>指定確認検査機関指定準則</p> <p style="text-align: right;">平成 11 年 4 月 28 日制定 平成 19 年 5 月 29 日改定 平成 20 年 3 月 31 日改定 平成 27 年 3 月 2 日改定</p>
<p>第 1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 確認検査員等 <u>確認検査員及び副確認検査員並びに</u>補助員をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 役員 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三百三十六條の二の十四<u>第一項</u>第二号に規定する役員をいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 親会社等 法第七十七條の十九<u>第十一号</u>に規定する親会社等をいう。</p> <p>九～十 (略)</p> <p>十一 制限業種 次に掲げる業種(建築主事又は建築副主事(以下「<u>建築主事等</u>」<u>という。</u>))が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び<u>建築主事等</u>を置く市町村の建築物に係るもの並びに<u>建築主事等</u>を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p>	<p>第 1 用語の定義</p> <p>この準則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 役員 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三百三十六條の二の十四第二号に規定する役員をいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 親会社等 法第七十七條の十九<u>第十号</u>に規定する親会社等をいう。</p> <p>九～十 (略)</p> <p>十一 制限業種 次に掲げる業種(建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び<u>建築主事</u>を置く市町村の建築物に係るもの並びに<u>建築主事</u>を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p>
<p>第 2 確認検査の業務を行う職員の数について</p>	<p>第 2 確認検査の業務を行う職員の数について</p>

改定後	現行
<p>1～4 (略)</p> <p>5 法第七十七条の二十四第一項の<u>確認検査員又は副確認検査員</u>の数が指定機関省令第十六条に規定する法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数を超える場合にあつては、確認検査員等の数に係る第二項及び第三項の規定の適用については、第四項の規定により算定した数にその超える数に〇.五を乗じた数を加えた数を確認検査員等の数とする。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 指定確認検査機関の役職員等の構成について 法第七十七条の二十第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。 一～九 (略) 十 機関の代表者、担当役員<u>並びに確認検査員及び副確認検査員</u>が、制限業種に従事する者でないこと。 十一 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(附則) <u>1 この準則は、令和六年四月一日から施行する。</u></p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 法第七十七条の二十四第一項の<u>確認検査員</u>の数が指定機関省令第十六条に規定する法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数を超える場合にあつては、確認検査員等の数に係る第二項及び第三項の規定の適用については、第四項の規定により算定した数にその超える数に〇.五を乗じた数を加えた数を確認検査員等の数とする。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 指定確認検査機関の役職員等の構成について 法第七十七条の二十第五号に規定する基準に関し、機関の役職員等の構成は次に掲げるものとする。 一～九 (略) 十 機関の代表者、担当役員<u>及び確認検査員</u>が、制限業種に従事する者でないこと。 十一 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(附則) <u>1 この準則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。</u></p>